

< 参 考 >

日医発第 87 号 (地 16)

平成 2 4 年 4 月 2 4 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉 義 武

医療法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、医療法施行規則等の一部改正がなされ、厚生労働省医政局長より各都道府県知事等宛に標記の通知が発出されるとともに、本会に対しても了知、周知方依頼がありました。

本件では、まず、(1) 医療計画におけるいわゆる「 4 疾病 5 事業」への精神疾患の追加がなされております。

次に、介護療養型医療施設の廃止の延長に伴い、(2) 転換病床に係る廊下の幅並びに人員配置に関する経過措置の延長、及び(3) 療養病床に係る経過措置の創設(いずれの措置も平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで)が行われております。

(2) は、病院の開設者が平成 2 4 年 3 月 3 1 日までに精神病床又は療養病床を介護老人保健施設等に転換するとして都道府県知事に届け出た病床に関し、廊下の幅並びに医師、看護師、准看護師及び看護補助者の人員配置に関する経過措置を延長するものです。

(3) は、療養病床における現在の入院患者の数に応じた看護師、准看護師及び看護補助者の人員配置に係る経過措置について、今般の改正省令施行の際現に、病院については、介護療養型医療施設又は看護師等の員数が 4 : 1 に満たない場合に、従前の経過措置と同等の基準を、都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準として規定し直すものであります。(注 : 「地域の自主性及び自立性を高めるための

改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令」等の施行に関しては、平成24年1月20日付日医発第968号（地 217）の文書をもって関係通知等を送付済み。）

また診療所については、介護療養型医療施設、看護師・准看護師及び看護補助者の員数が4：1に満たない、又は看護師・准看護師及び看護補助者の員数が合わせて2：1（そのうちの1人は看護師又は准看護師）に満たない場合に、従前の経過措置と同等の基準を規定し直すものであります。

本通知では、施行にあたっての留意点が示されております。特に、（3）につきましては、病院又は診療所が平成24年6月30日までに本通知別添様式例により届け出ることが必須とされておりますが、書類の不備等の恐れもありますので、なるべく早めの提出が必要と存じます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関への周知方につきご高配のほどよろしく願いいたします。

療養病床に係る経過措置の延長について

1. 療養病床に係る看護師等の人員配置基準の現状

	病院		診療所
	転換病床(※)	転換病床以外の病床	
看護師及び准看護師	平成24年3月末まで 9:1	医療法施行規則本則上は4:1 平成24年3月末まで 6:1	平成24年3月末まで 6:1
看護補助者	平成24年3月末まで 9:2	医療法施行規則本則上は4:1 平成24年3月末まで 6:1	平成24年3月末まで 6:1

平成13年改正省令附則

当分の間
看護師、准看護師及び
看護補助者合わせて
2:1
(そのうち1人は看護師
又は准看護師)

平成24年3月末まで
看護師、准看護師及び
看護補助者合わせて
3:1
(そのうち1人は看護師
又は准看護師)

※ 病院の開設者が平成24年3月31日までに介護老人保健施設等に転換する旨を都道府県知事に届け出た療養病床等をいう。

2. 平成24年4月以降の取扱い

○ 看護師等の人員配置基準を条例委任する第2次一括法(地域主権関係)が平成24年4月1日から施行されること、及び社会保障審議会医療部会における議論を踏まえ、下記の経過措置を設けた。

1. の経過措置

平成24年3月末までに転換する旨を都道府県知事に届け出た医療機関については、これまでの経過措置と同等の基準を、都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準として、平成30年3月末まで適用する。

※ 廊下幅及び医師の人員配置についても、同様に6年間の延長措置を講じた。

2. の経過措置

平成24年3月末において①介護療養型医療施設、②4:1を満たさない医療機関、③平成13年改正省令附則の経過措置を満たさない診療所に該当し、その旨を平成24年6月末までに都道府県知事等に届け出たものについては、これまでの経過措置と同等の基準を、都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準として、平成30年3月末まで適用する。